

## ○居宅サービス計画書等の利用者同意に関する署名・押印について

### 1 書面で同意を得る場合について

◇居宅サービス計画書の第1表・第6表（サービス利用票）について、書面で同意を得る場合は、原則、利用者の署名を得てください。  
※押印は省略可能です。

### 2 利用者の署名・押印の取扱いについて

令和3年度介護保険制度改正により、「説明」や「同意」などの書面で行うことが規定又は想定されているものについては、書面に代えて「電磁的方法」によることできるとされました。ただし、この内容は、従来の署名・押印の取扱いに加え、電磁的方法により利用者の同意等の意思表示を確認する取扱いを可とするものです。同意等を省略するものではありません。

電磁的方法により行わない場合は、従来の方法である書面により意思確認を行う必要があります。

保険者（ふじみ野市）としては、利用者に口頭で同意を得て支援経過に記録する方法は、従来行っていた利用者の署名・押印に代わる利用者の意思表示の代替方法とならないものと考えます。

なお、署名・押印欄について、署名により本人の同意の真正性が担保されていると考えられるため、自署の場合、押印は不要と考えます。

※ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じないとされています。（参照：押印についてのQ&A（内閣府、法務省、経済産業省（令和2年6月19日））

### 3 第6表（サービス利用票）について

令和3年3月31日に厚生労働省より発出されている通知「「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について」（介護保険最新情報 Vol.958）では、居宅サービス計画書標準様式の第6表（サービス利用票）の利用者確認欄が削除されていますが、記載要領の「利用者確認」の項目では、「居宅介護支援事業者が保存するサービス利用票（控）に利用者の確認を受ける。」との記載があり、電磁的方法によらない場合は、第6表であれば、余白に署名をいただく等の対応が考えられます。